

令和5年度十日町市安全対策推進方針

市が発注する建設工事及び現場作業を伴う業務委託の安全な施工の確保を図るため、十日町市安全対策推進委員会設置要綱（平成27年十日町市訓令第23号）第2条第1号の規定に基づく令和5年度の安全対策推進方針を定め、事故防止に努めるものとする。

1 墜落・転落、転倒災害の防止

重点的安全対策項目

- ・建設業では、墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっていることから、厚生労働省のリーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」のチェックリストを活用し、作業前点検を実施すること。
- ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」を遵守し、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置し、安全な足場環境を整備すること。
- ・転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、「STOP！転倒災害プロジェクト実施要領」に定める措置を適切に講じること。特に、高年齢の作業従事者の被災が冬季に多く発生するため、降雪等が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策について事前に準備を進めること。

2 建設機械等稼働に伴う事故防止

重点的安全対策項目

- ・車両系建設機械、移動式クレーン等を用いて作業を行うときは、あらかじめ使用する機械の種類、能力、運行経路及び作業の方法等を示した作業計画書を作成し、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じる恐れがある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講じること。
- ・車両系建設機械を用いて荷の吊り上げ作業を行なう場合には、適切な吊り上げ用器具を取付け、合図者の指名及びその者による合図の実施等、安衛則第164条の規定を順守すること。
- ・架空線等上空施設や地下埋設物件については、目印表示等による位置の明示を行い、作業員に周知すること。

3 作業従事者の健康確保のための対策

重点的安全対策項目

- ・熱中症の予防のために、熱への順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT値（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）の把握及び低減対策、休憩場所の確保、定期的な水分・塩分の摂取の徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業従事者に対する労働衛生教育の実施など、適切な作業環境管理を行うこと。

※工事における安全対策の実施について

安全対策推進方針の重点的対策項目について、その取り組み内容を施工計画書に具体的かつ的確に記載し、実施してください。本取り組みの結果は、工事成績評定に反映されます。

※工事成績評定の取扱いは、以下のとおりです。

安全対策推進方針の重点的安全対策項目については、取り組み内容を施工計画書に具体的・的確に記載され実施された場合は、評価対象項目□その他は該当評価対象項目数として扱います。

チェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2/3以上であれば、評価対象項目□その他にレ点を記入し、該当評価対象項目数として扱います。

評定者	考査項目・細別	評価対象項目□にレ点を記入し、該当とする。
検査職員	2. 施工状況 I 施工管理	<p>□その他（十日町市安全対策推進方針の重点的対策項目について、取り組み内容を施工計画書に具体的・的確に記載され実施されことが確認できる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はしご」及び「脚立」の作業前点検を徹底し、安衛則第527条及び第528条の規定を順守している。 ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」を遵守し、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置し、安全な足場環境を整備している。 ・転倒災害防止チェックリストを活用した現場巡視、現場環境の改善や作業従事者の意識啓発等の転倒災害防止対策を実施している。又、積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認を実施している。 ・車両系建設機械等を用いて作業を行うときは、使用する機械の種類、能力、運行経路及び作業の方法等を示した作業計画書を作成し、これに基づき作業を実施している。 ・車両系建設機械を用いて荷の吊り上げ作業を行なう場合には、適切な吊り上げ用器具を取付け、合図者の指名及びその者による合図の実施等、安衛則第164条の規定を順守している。 ・架空線等上空施設や地下埋設物件については、目印表示等による位置の明示を行い、作業員に周知している。 ・熱中症の予防のため、暑さ対策や予防のための衛生教育など適切な作業環境管理を行っている。

【評価方法】① チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。

② 評価対象項目「□」その他は、評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2/3以上であれば、□に「レ点」を記入する。 ⇒（該当していることを明示）

評価値（ % ）＝該当評価対象項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

- 判断基準
- 評価値が90%以上…………… a
 - 評価値が80%以上～90%未満…………… b
 - 評価値が60%以上～80%未満…………… c
 - 評価値が60%未満…………… d

※評価対象項目数が2項目以下の場合、c評価とする。